

被害防止対策事業	対象	対象者	補助額
電気又は防護柵設置	電気柵又は防護柵一式の購入金額	市内に農地を有する者で、その所有し、若しくは耕作する市内の農地に電気柵又は防護柵を設置するものにおいては農業者又は団体	電気柵又は防護柵一式の購入金額に100分の50を乗じて得た額と下記に規定する限度額とのいずれか少ない額とし、その額に100円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた額とする。 (1)個人設置の場合 10,000円 (2)共同設置の場合 15,000円に受益対象者の数を乗じて得た額 (3)団体設置の場合 15,000円 ※個人設置については1年度当たり1回のみ補助とする。
追い払い機材等購入	鳥獣を追い払うためのロケット花火等の音が出るもの及び鳥獣撃退用モデルガン等の購入金額	5人以上の自治会員や農業者で構成される団体	上限100,000円 追い払い機材等の購入金額と上記に規定する限度額とのいずれか少ない額とする。1年度当たりの支払限度額は、100,000円とする。
里山林整備	荒廃した里山林を有害鳥獣の住処とならないようにするため、整備及び維持管理作業等を行う際に必要な経費	5人以上の自治会員や農業者で構成される団体	上限100,000円 整備及び維持管理作業に伴う必要な経費と上記に規定する限度額とのいずれか少ない額とする。1年度当たりの支払限度額は、100,000円とする。
有害鳥獣捕獲に伴う免許取得	地域の被害農地における有害鳥獣捕獲に従事するための免許取得に必要な経費	免許取得後において美濃加茂市猟友会に加入し、有害鳥獣捕獲に従事する者	上限は以下のとおり わな 30,000円 二種 50,000円 一種 100,000円

※団体とは地域住民の5名以上で構成されるものとする。